

(第一類 第四号)

第一回國會 衆議院 司法委員會會議錄 第二十一号

昭和二十二年八月十四日(木曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 松永 義雄君
理事 松永 義雄君

委員

神原 千代君 安田 幹太君
山中 日露史君 打出 信行君
中村 俊夫君 八並 達雄君
岡井 藤志郎君 花村 四郎君
明禮 輝三郎君 大島 多藏君
小西 寅松君

出席政府委員

司法政務次官 佐竹 晴記君
司法事務官 奥野 健一君

本日の會議に付した事件

民法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一四號)

皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に關する法律案(内閣提出)(第二十號)

家事審判法案(内閣提出)(第三號)

民法の一部を改正する法律案審査のための公聴會における公述人の選定に關する件

○松永委員長 會議を開きます。

今日五日付託の皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に關する法律案及び同月十一日付託の家事審判法案の兩案につきまして政府の説明を願います。

皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に關する法律案

第一條 皇族典範第十一條の規定により皇族の身分を離れた者について

第一類第四号 司法委員會會議錄 第二十一号 昭和二十二年八月十四日

ては、新戸籍を編製する。

皇族典範第十三條の規定により前項の者と同時に皇族の身分を離れた者は、同項の者の戸籍に入る。

第二條 皇族典範第十四條第一項乃至第三項の規定により皇族の身分を離れた者は、婚姻前の戸籍に入る。

皇族典範第十四條第四項の規定により皇族の身分を離れた者は、その直系尊属につき第一條第一項の規定により編製した戸籍に入る。

前二項の場合において入るべき戸籍がすでに除かれていたときは、新戸籍を編製する。

第三條 皇族典範第十二條の規定により皇族の身分を離れた者が離婚するときは、その者につき新戸籍を編製する。但し、その者の直系尊属につき第一條第一項の規定により編製した戸籍があるときは、その戸籍に入る。

第四條 皇族以外の女子が皇后となり、又は皇族男子と婚姻したときは、その戸籍から除かれる。

第五條 第一條第一項又は第二條第三項の規定により新戸籍を編製される者は、十日以内に、皇族の身分を離れた原因を證する書面を添えて、左の事項を届け出なければならぬ。

一 本籍

二 届出人の戸籍に入る者があるときは、その者の氏名、出生の年月日及びその者と届出人との続柄

三 届出人及びその戸籍に入る者の父母の氏名並びにその者と父母との続柄

四 皇族の身分を離れた原因及び年月日

第六條 第二條第一項又は第二項の規定により戸籍に入る者は、十日以内に、入籍の原因を證する書面を添えて、左の事項を届け出なければならない。

一 入るべき戸籍

二 入籍する者の父母の氏名及びその者と父母との続柄

三 入籍の原因及びその年月日

第七條 第四條の規定により戸籍から除かれる者の四親等内の親族は、十日以内に、除籍の原因を證する書面を添えて、左の事項を届け出なければならない。

一 除籍される者の氏名、出生の年月日及び本籍

二 除籍の原因及びその年月日

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

家事審判法案

第一章 總則

第一條 この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を基本として、家庭の平和と健全な親族共同生活の維持を圖することを目的とする。

第二條 家庭に關する事件につき審判又は調停を行うために裁判所法の規定により設けられた地方裁判所の支部は、これを家事審判所とし、その支部に勤務する裁判官は、これを家事審判官とする。

第三條 審判は、一人の家事審判官が、參與員を立ち合わせ、又はその意見を聴いて、これを行う。

調停は、家事審判官及び調停委員を以て組織する調停委員會がこれを行う。

家事審判所は、相當と認めるときは、前二項の規定にかかわらず、一人の家事審判官だけで審判又は調停を行うことができる。

第四條 裁判所職員の除斥、忌避及び回避に關する民事訴訟法の規定で、裁判官に關するものは、家事審判官及び參與員に、裁判所書記に關するものは、家事審判所の書記にこれを準用する。

第五條 參與員及び調停委員には、最高裁判所の定める旅費、日常及び止宿料を支給する。

第六條 審判又は調停の申立をするには、最高裁判所の定める手数料を納めなければならない。

第七條 特別の定がある場合を除いて、審判及び調停に關しては、その性質に反しない限り、非訟事件手續法第一編の規定を準用する。但し、同法第十五條の規定は、この限りでない。

第八條 この法律に定めるものの外、審判又は調停に關し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

第二章 審判

第九條 家事審判所は、左の事項について審判を行う。

甲類

一 民法第七條及び第十條の規定による禁治產の宣告及びその取消

二 民法第十二條第二項及び第十三條の規定による准禁治產の宣告、その取消その他の準禁治產に關する處分

三 民法第二十五條乃至第二十九條の規定による不在者の財産の管理に關する處分

四 民法第三十條及び第三十二條第一項の規定による失踪の宣告及びその取消

五 民法第七百七十五條の規定による特別代理人の選任

六 民法第七百九十一條第一項又は第二項の規定による子の氏の変更についての許可

七 民法第七百九十四條又は第七百九十八條の規定による養子をするについての許可

八 民法第八百一十一條第三項の規定による離縁をするについての許可

九 民法第八百二十二條又は第八百五十七條(同法第八百六十七條第二項において準用する場合を含む。)の規定による懲戒に關する許可その他の處分

乙類

一 民法第七條及び第十條の規定による禁治產の宣告及びその取消

二 民法第十二條第二項及び第十三條の規定による准禁治產の宣告、その取消その他の準禁治產に關する處分

三 民法第二十五條乃至第二十九條の規定による不在者の財産の管理に關する處分

四 民法第三十條及び第三十二條第一項の規定による失踪の宣告及びその取消

五 民法第七百七十五條の規定による特別代理人の選任

六 民法第七百九十一條第一項又は第二項の規定による子の氏の変更についての許可

七 民法第七百九十四條又は第七百九十八條の規定による養子をするについての許可

八 民法第八百一十一條第三項の規定による離縁をするについての許可

九 民法第八百二十二條又は第八百五十七條(同法第八百六十七條第二項において準用する場合を含む。)の規定による懲戒に關する許可その他の處分

乙類

一 民法第七條及び第十條の規定による禁治產の宣告及びその取消

二 民法第十二條第二項及び第十三條の規定による准禁治產の宣告、その取消その他の準禁治產に關する處分

三 民法第二十五條乃至第二十九條の規定による不在者の財産の管理に關する處分

四 民法第三十條及び第三十二條第一項の規定による失踪の宣告及びその取消

五 民法第七百七十五條の規定による特別代理人の選任

六 民法第七百九十一條第一項又は第二項の規定による子の氏の変更についての許可

七 民法第七百九十四條又は第七百九十八條の規定による養子をするについての許可

八 民法第八百一十一條第三項の規定による離縁をするについての許可

九 民法第八百二十二條又は第八百五十七條(同法第八百六十七條第二項において準用する場合を含む。)の規定による懲戒に關する許可その他の處分

乙類

一 民法第七條及び第十條の規定による禁治產の宣告及びその取消

二 民法第十二條第二項及び第十三條の規定による准禁治產の宣告、その取消その他の準禁治產に關する處分

三 民法第二十五條乃至第二十九條の規定による不在者の財産の管理に關する處分

四 民法第三十條及び第三十二條第一項の規定による失踪の宣告及びその取消

五 民法第七百七十五條の規定による特別代理人の選任

六 民法第七百九十一條第一項又は第二項の規定による子の氏の変更についての許可

七 民法第七百九十四條又は第七百九十八條の規定による養子をするについての許可

八 民法第八百一十一條第三項の規定による離縁をするについての許可

九 民法第八百二十二條又は第八百五十七條(同法第八百六十七條第二項において準用する場合を含む。)の規定による懲戒に關する許可その他の處分

乙類

一 民法第七條及び第十條の規定による禁治產の宣告及びその取消

二 民法第十二條第二項及び第十三條の規定による准禁治產の宣告、その取消その他の準禁治產に關する處分

三 民法第二十五條乃至第二十九條の規定による不在者の財産の管理に關する處分

四 民法第三十條及び第三十二條第一項の規定による失踪の宣告及びその取消

五 民法第七百七十五條の規定による特別代理人の選任

六 民法第七百九十一條第一項又は第二項の規定による子の氏の変更についての許可

七 民法第七百九十四條又は第七百九十八條の規定による養子をするについての許可

八 民法第八百一十一條第三項の規定による離縁をするについての許可

十 民法第八百二十六條（同法第八百六十條において準用する場合を含む。）の規定による特別代理人の選任

十一 民法第八百三十條第二項乃至第四項（同法第八百六十條において準用する場合を含む。）の規定による財産管理者の選任その他の財産の管理に關する處分

十二 民法第八百三十四條乃至第八百三十六條の規定による親權又は管理權の喪失の宣告及びその取消

十三 民法第八百三十七條の規定による親權又は管理權を辭し、又は回復するに關する許可

十四 民法第八百四十一條（同法第八百四十七條第一項において準用する場合を含む。）又は第八百四十九條の規定による後見人、保佐人又は後見監督人の選任

十五 民法第八百四十四條（同法第八百四十七條第一項及び第八百五十二條において準用する場合を含む。）の規定による後見人、保佐人又は後見監督人の辭任に關する許可

十六 民法第八百四十五條（同法第八百四十七條第一項及び第八百五十二條において準用する場合を含む。）の規定による後見人、保佐人又は後見監督人の解任

十七 民法第八百四十七條第二項の規定による臨時保佐人の選任

十八 民法第八百五十三條第一項但書（同法第八百六十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による財産目録の調製の期間の伸長

十九 民法第八百五十八條第二項の規定による禁治產者の入院、監督等についての許可

二十 民法第八百六十二條（同法第八百六十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による後見人に對する報酬の付與

二十一 民法第八百六十三條（同法第八百六十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による後見の事務の報告、財産目録の提出、後見の事務又は財産の状況の調査、財産の管理その他の後見の事務に關する處分

二十二 民法第八百七十條但書の規定による管理計算の期間の伸長

二十三 民法第八百九十五條の規定による遺囑の管理に關する處分

二十四 民法第九百十五條第一項但書の規定による相続の承認又は放棄の期間の伸長

二十五 民法第九百十八條第二項及び第三項（同法第九百二十六條第二項、第九百三十六條第三項及び第九百四十條第二項において準用する場合を含む。）の規定による相続財産の保存又は管理に關する處分

二十六 民法第九百二十四條の規定による相続の限定承認の

申述の受理

二十七 民法第九百三十條第二項（同法第九百四十七條第三項、第九百五十條第二項及び第九百五十七條第二項において準用する場合を含む。）第九百三十二條但書（同法第九百四十七條第三項及び第九百五十條第二項において準用する場合を含む。）又は第九百二十九條第二項の規定による鑑定人の選任

二十八 民法第九百三十六條第一項の規定による相続財産の管理人の選任

二十九 民法第九百三十八條の規定による相続の放棄の申述の受理

三十 民法第九百四十一條第一項又は第九百五十條第一項の規定による相続財産の分離に關する處分

三十一 民法第九百四十三條（同法第九百五十條第二項において準用する場合を含む。）の規定による相続財産の管理に關する處分

三十二 民法第九百五十二條及び第九百五十三條又は第九百五十八條の規定による相続財産の管理人の選任その他の相続財産の管理に關する處分

三十三 民法第九百七十六條第二項又は第九百七十九條第二項の規定による遺言の承認

三十四 民法第九百四十一條第一項の規定による遺言書の檢認

三十五 民法第九百四十條の規定による遺言執行者の選任

三十六 民法第九百四十八條第一項の規定による遺言執行者に對する報酬の付與

三十七 民法第九百四十九條の規定による遺言執行者の解任及び遺言執行者の辭任についての許可

三十八 民法第九百二十七條の規定による遺言の取消

三十九 民法第九百四十三條第一項の規定による遺言分の放棄についての許可

乙類

一 民法第七百五十二條の規定による夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に關する處分

二 民法第七百五十八條第二項及び第三項の規定による財産の管理の變更及び共有財産の分割に關する處分

三 民法第七百六十條の規定による婚姻から生ずる費用の分擔に關する處分

四 民法第七百六十六條第一項又は第二項（同法第七百四十九條、第七百七十一條及び第七百八十八條において準用する場合を含む。）の規定による子の監護者の指定その他の子の監護に關する處分

五 民法第七百六十八條第二項（同法第七百四十九條及び第七百七十一條において準用する場合を含む。）の規定による財産の分與に關する處分

六 民法第七百六十九條第二項（同法第七百四十九條、第七百五十一條第二項、第七百七十一條、第八百八條第二項及

び第八百十七條において準用する場合を含む。）又は第八百九十七條第二項の規定による同條第一項の權利の承継者の指定

七 民法第八百十九條第五項又は第六項の規定による親權者の指定又は變更

八 民法第八百七十七條乃至第八百八十條の規定による扶養に關する處分

九 民法第八百九十二條乃至第八百九十四條の規定による推定相続人の廢除及びその取消

十 民法第九百七條第二項及び第三項の規定による遺産の分割に關する處分

家事審判所は、この法律に定めものの外、他の法律において特に家事審判所の權限に屬させた事項について、審判を行つた權限を有する。

第十條 參與員の員數は、各事件について一人以上とする。

參與は、地方裁判所が毎年前十つて選任する者の中から、家事審判所が各事件についてこれを指定する。

前項の規定により選任される者の資格、員數その他同項の選任に關し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

第十一條 家事審判所は、何時でも、職權で第九條第一項乙類に規定する審判事件を調停に付することが出来る。

第十二條 家事審判所は、相當と認めるときは、審判の結果について利害關係を有する者を審判手續に

参加させることができる。

第十三條 審判は、これを受ける者に告知することによつてその效力を生ずる。但し、即時抗告をすることのできる審判は、確定しなればその效力を生じない。

第十四條 審判に對しては、最高裁判所の定めるところにより、即時抗告のみをすることができ、その期間、これを二週間とする。

第十五條 金銭の支拂、物の引渡、登記義務の履行その他の給付を命ずる審判は、執行力ある債務名義と同一の效力を有する。

第十六條 民法第六百四十四條、第六百四十六條、第六百四十七條及び第六百五十條の規定は、家事審判所が選任した財産の管理をする者にこれを適用する。

第三章 調停

第十七條 家事審判所は、人事に關する訴訟事件その他一般に家庭に關する事件について調停を行う。但し、第九條第一項甲類に規定する審判事件については、この限りでない。

第十八條 前條の規定により調停を行うことができる事件について訴を提起しようとする者は、まず家事審判所に調停の申立をしなければならぬ。

前項の事件について調停の申立をするこなく訴を提起した場合には、裁判所は、その事件を家事審判所の調停に付しなればならない。但し、裁判所が事件を調停に付することを適當でないと思ふときは、この限りでない。

第十九條 第十七條の規定により調

停を行うことができる事件に係る訴訟が係属している場合には、裁判所は、何時でも、職權でその事件を家事審判所の調停に付することができる。

第二十條 第十二條の規定は、調停手續にこれを適用する。

第二十一條 調停において當事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、確定判決と同一の效力を有する。但し、第九條第一項乙類に掲げる事項については、確定した審判と同一の效力を有する。

前項の規定は、第二十三條に掲げる事件については、これを適用しない。

第二十二條 調停委員會の組織は、家事審判官一人及び調停委員二人以上とする。

調停委員は、左の者の中から、家事審判官が各事件についてこれを指定する。

一 地方裁判所が毎年前もつて選任する者

二 當事者が合意で定める者

家事審判官は、事件の處理上必要と認めるときは、前項に掲げる者以外の者を調停委員に指定することができる。

第二十三條 婚姻又は養子縁組の無効又は取消に關する事件の調停委員會の調停において、當事者間に合意が成立し無効又は取消の原因の有無について争がない場合には、家事審判所は、必要な事實を調査した上、調停委員の意見を聴き、正當と認めるときは、婚姻又

は縁組の無効又は取消に關し、當該合意に相當する審判をすることができぬ。

前項の規定は、協議上の離婚若しくは離縁の無効若しくは取消、認知、認知の無効若しくは取消、民法第七百七十三條の規定により父を定めること、嫡出子の否認又は身分關係の存否の確定に關する事件の調停委員會の調停にこれを適用する。

第二十四條 家事審判所は、調停委員會の調停が成立しない場合において相當と認めるときは、調停委員の意見を聴き、當事者双方のため衡平に考慮し、一切の事情を觀て、職權で、當事者双方の申立の趣旨に反しない限度で、事件の解決のため離婚、離縁その他必要な審判をすることができ、この審判においては、金銭の支拂その他財産上の給付を命ずることができぬ。

前項の規定は、第九條第一項乙類に規定する審判事件の調停については、これを適用しない。

第二十五條 第二十三條又は前條第一項の規定による審判に對しては、最高裁判所の定めるところにより、家事審判所に對し異議の申立をすることができ、その期間は、これを二週間とする。

前項の期間内に異議の申立があつたときは、同項の審判は、その效力を失ふ。

第一項の期間内に異議の申立がないときは、同項の審判は、確定判決と同一の效力を有する。

定する審判事件について調停が成立しない場合には、調停の申立の時に、審判の申立があつたものとみなす。

第十七條の規定により調停を行うことができる事件について調停が成立せず、且つ、その事件について第二十三條若しくは第二十四條第一項の規定による審判をせず、又は前條第二項の規定により審判が效力を失つた場合において、當事者がその旨の通知を受けた日から二週間以内に訴を提起したときは、調停の申立の時に、その訴の提起があつたものとみなす。

第四章 罰則

第二十七條 家事審判所又は調停委員會の呼出を受けた事件の關係人が正當な事由がなく出頭しないときは、家事審判所は、これを五百圓以下の過料に處する。

第二十八條 調停委員又は調停委員であつた者が正當な事由がなく評議の經過又は家事審判官若しくは調停委員の意見若しくはその多少の數を漏らしたときは、千圓以下の罰金に處する。

參與員又は參與員であつた者が正當な事由がなく家事審判官又は參與員の意見を漏らしたときも、前項と同様である。

第二十九條 參與員、調停委員又はこれらの職に在つた者が正當な事由がなくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六箇月以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處する。

附則

この法律は、昭和二十三年一月

十日から、これを施行する。

この法律の規定の適用に關しては、この法律と同日に施行される民法の一部を改正する法律の附則（以下新民法附則という。第十條の規定による財産の分與に關する處分、新民法附則第十四條第二項又は第三項の規定による親權者の指定又は變更、新民法附則第二十四條の規定による扶養に關してされた判決の變更又は取消、新民法附則第二十七條第二項（新民法附則第二十五條第二項但書、第二十六條第二項及び第二十八條において準用する場合を含む。）の規定による財産の分配に關する處分及び新民法附則第三十二條の規定による遺産の分配に關する處分は、これを第九條第一項乙類に掲げる事項とみなし、新民法附則第三十三條の規定による遺言の確證は、これを第九條第一項甲類に掲げる事項とみなす。

○佐竹政府委員 大臣お差支えでございまして、私よりただいま上程されました皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に關する法律案について、提案理由を御説明申し上げます。

日本國憲法の施行に伴い、舊皇室典範並びに皇族親族令及び皇族身分令とともに、明治四十三年法律第三十九號「皇族ヨリ臣籍ニ入リタル者及婚嫁ニ因リ臣籍ヨリ出テ皇族ト爲リタル者ノ戸籍ニ關スル法律」が廢止されましたが、これと同時に、現行皇室典範の施行を見るに至りました。そして、現行皇室典範の第二章には皇族がその身分を離れられる場合及び皇族以外の女子が皇族となられる場合について、數箇條

にわたつて規定しておるのであります。このような場合には、その方の戸籍をいかに處理するかを定める必要があるものであります。すなわち、先に廢止されました前記の明治四十三年法律第三十九號に相當する法律が當然必要となつてまいるわけであり、この要請を満さんため立案されたのが、この法律案でありまして、いわば、本法律案は、皇統譜令と戸籍法との橋渡しともいふべき法律案なのであります。次にこの法律案の内容の要點を申し上げます。第一點は皇族がその身分を離れられた場合の戸籍に關する規定であります。まず、皇族が皇室典範第十一條の規定によつて皇族の身分を離れられた場合には、その方について新戸籍を編製することとし、さらにこれと同時に、皇室典範第十三條の規定によつて皇族の身分を離れられたその方の妃、直系卑屬及びその妃がある場合には、それらの方々もともにその戸籍に入ることをいたしました。第一條が、その規定であります。

第二點は、皇族女子が天皇及び皇族以外の者との婚姻によつて皇族の身分を離れられる場合には、當然戸籍法の適用によつてその方の戸籍に入られるのであります。これにつき特別の規定を設ける必要はありませんが、ただその方がその後離婚される場合には、復籍すべき戸籍がないわけであり、また、その方について原則として新戸籍を編製することとしたのであります。第三點は、その規定であります。第三點は、皇族以外の女子が皇后又は妃となられた場合には、その方に従前の戸籍から除籍することとしたのであります。第四點は、その規定であります。第四點は、以上のような皇族の身分の得喪があつた場合における戸籍の届出について規定したものであります。すなわち、皇族がその身分を離れられた場合には、その方から、皇族以外の女子が皇族となられた場合には、その四親等内の親族から、それ／＼所定期間内に一定の届出をなさしめることとしたのであります。第五條ないし第七條の規定が、それであり、かかる届出に基いて、市町村長が戸籍法の規定に則り、それぞれ戸籍記載の手續をすることとなるわけであり、す。

以上が、この法律案の大要であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに可決せられんことを御願ひ申し上げます。次に、家事審判法案について提案理由の説明を申し上げます。日本國憲法の施行に伴ひまして、個人の尊嚴と兩性の本質的平等の大原則に則り、民法中身分法の分野において一大改正を加へることとなり、すでにこれが改正法律案を提案致したのであります。が、由來身分關係に基く家庭内や親族間の紛争につきましても、訴訟制度のもとにおきましては、夫婦、親子、兄弟、親族が互いに原告、被告として法廷に對立し、黑白を争はねばならず、家庭の平和と健全な親族共同生活の維持をはかるという見地からは、理想に反する遺憾な點があるものであります。家庭内や親族間の紛争を理想的に解決いたすためには、裁判官に民間有識者を加へた機關が、訴訟の形式によらないで、親族間の情誼に適合するように紛争を處理することが望ましいのであります。つとに、各方面からかかる要請を充足する制度としてかつまた家庭内や親族間の重大事項について後見指導をする制度として家事審判所制度の設置が要望され、しば／＼その趣旨の建議や請願があつたのであります。司法省におきましても、かかる要望にこたへるために、つとにこの家庭内や親族間の紛争と重大事項すなわちいわゆる家庭事件について、審判と調停を行う制度として、家事審判所制度の設置について調査研究を進め、その一環として昭和十四年に家庭事件について調停を行う制度として、人事調停法の制定を見、相當の成果をあげておるのであります。しかしながら、改正民法に従ひ國民が平和な家庭生活と健全な親族共同生活を営みますためには、この機會に、家事審判所制度を全面的に採用することを必要とします。ここに本法案を提出して御審議を仰ぐ次第であります。

次に、本法案の内容とする主要な諸點をあげて御説明いたします。第一は、家事審判所は、家庭事件のみを取扱ひ、その手續も訴訟手續によらないのであります。訴訟事件を取扱ひ裁判所とは、處理する事件及び處理する手續を異にいたしますので、家事審判所を、家庭事件のみを取扱ひ地方裁判所の特別の支部といたしました。第二は、家事審判所が取扱ひ事件であります。家庭事件のうち、離婚事件、離縁事件等、その性質上訴訟手續によつて處理することを必要とする事件を除き、それ以外の家庭事件は、すべて審判事件とし、また禁治産事件、失踪事件等、その性質上調停に適さない事件を除き、それ以外の家庭事件はすべて調停事件といたします。ことに、この審判の対象とならない訴訟事件については、調停前置主義をとり、また調停に適する審判事件については、いつでも調停に付し得ることとしたのであります。家庭事件はすべて一應家事審判所において處理することとしたのであります。同時に、家庭事件を可及的に關係人の互譲によつて、圓滿にかつ自主的に解決するよういたしました。第三は、審判は原則として家事審判官が參與員の參與によつて行ひ、調停は原則として家事審判官と調停委員をもつて組織する調停委員會が行ふこととしたのであります。法律専門家である裁判官と、世故人情に通じた徳望ある民間人が一體となつて、親族間の情誼を考慮して、家庭事件を具體的妥當に解決するよう措置いたしました。第四は、現行人事調停法に比し、調停を強化いたしました。婚姻または縁組の無効事件、嫡出子の否認事件等の調停におきましても、當事者間に合意が成立した場合には、必要な事實を職權で調査した上で、その合意に相當する審判をなし得ることとしたのであります。

もに、家庭事件について調停が成立しない場合には、強制調停をなし得る途を開きまして、可及的に家庭事件を訴訟によらず、調停によつて處理するよういたしました。第五は、參與員及び調停員について秘密漏洩の罰則を設けまして、家庭内の秘密が世間に暴露されることを防止して、當事者が安心してこの家事審判所制度を利用し得るよういたしました。以上諸點のほか、審判及び調停につきましても、非訟事件手續法を準用して、その手續を簡素にいたしました。事件の迅速な解決と、費用の輕減をはかりました。ただいま申し上げましたのが本法案の概要であります。その他の詳細な點につきましては、御質疑に應じまして御説明申し上げます。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことを御願ひ申し上げます。

○松永委員長 この際お諮り申し上げます。民法の一部を改正する法律案審査のための公聴會における一般申出以外の口述人の選定につきまして、昨日お諮りいたしました結果、ただいまでに委員長の手もとに提出されました御希望によりますと、候補者が多數に上りますので、選定に關し、これから御協議いたしたいと存じます。

〔速記中止〕

○松永委員長 それではただいま御協議の結果を申し上げますと、家督相続問題を、第一種積重遠君、差支えあるときは、第二中川善之助君、親族間扶養を、第一川島武宜君、差支えあるときは、第二來栖三郎君、

婚姻関係を、第一柳田國男君、差支えあるときは、第二千種達夫君、第三古川源太郎君。

家督相續を、第一眞野毅君、差支えあるときは、第二中島弘道君、第三堀崎直義君。

扶養を、第一井上登君、差支えあるときは、第二長谷川太一郎君、第三海野吉君。

婚姻を、第一吉田三市郎君、差支えあるときは、第二佐久間耕逸君、第三水野東太郎君、第四永田第四郎君。

家督を、第一立石よしえ君、差支えあるときは、第二田邊繁子君。

扶養を、第一一柳君、差支えあるときは、第二山本杉君。

婚姻を、第一神近いち君、差支えあるときは、第二内茂代君。

婚姻を、第一眞杉静枝君、差支えあるときは、第二奥野彦六君。

以上が學識経験者として特に意見を聴こうとする公述人として選定せられることになりましたが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松永委員長 それでは以上の諸氏に決定いたしました。

○松永委員長 次に民法の一部を改正する法律案につきまして質疑を進めます。中村俊夫君。

○中村(俊)委員 あらかじめお断り申し上げておきますが、もし私の質問について重複の點がございましたらば、政府委員においてきわめて簡単に御答辯願つて結構であります。まず民法改正案の第一條の「私權ハ總テ公共ノ福祉ノ爲メニ存ス」この規定については、おそろく他の委員からも御質問

があつたことだらうと思いますが、憲法第十三條によりますれば「すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する國民の權利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の國政の上で、最大の尊重を必要とする。」という規定になつてゐるのでございまして、私權はあくまでも個人の權利でなければならぬのでございまして。しかも憲法十三條に明定されてありますごとくに「公共の福祉に反しない限り、從つて公共の福祉に反する場合にこれは特別の場合でありまして、原則としてすべて國民は、個人として尊重される。」と明定されてゐるのであります。従つて私權はあくまでも個人の權利でなければならぬにもかかりませう、この重要な新憲法に基く民法の改正法案の冒頭において「私權ハ總テ公共ノ福祉ノ爲メニ存ス」という規定は、これは實に時代逆行を示すものではないかと疑われるのでございまして、先般全日本辯護士會並びに第一東京辯護士會から出されております修正案をまつまでもなく、かくのごとき思想はすでに大部分の學者もこの點において主張されてゐるごとく、むしろこれは共產主義思想が裏づけされてゐるのではないかと、われわれは考へるのであります。なぜかこの「私權ハ總テ公共ノ福祉ノ爲メニ存ス」という條項を個人の尊嚴をあくまで根柢とさせるべき新憲法に基いて改正されるこの民法の冒頭に入られた趣旨をお伺ひいたしたいと思ふのでございまして。

○奥野政府委員 この點はもうすでにいろいろ議論もありましたのでありますが、司法法制審議會の議決に基づき

まして、民事法に關する憲法の改正案の大原則を民法中に明文をもつておくことという決議に基づきましてここに入つたわけでありまして、その趣旨は言いかえれば主權は第一次的には個人の權利であることはもちろんであるが、しかしそれは公共の福祉に反する主權は認めないので、結局それは公共の福祉のために存するのだということ

を裏付けておるわけでありまして、從つて憲法に規定しておりますように、公共の福祉に適合するようにこれを行使しなければならぬということが、おのずからそれから流れ出てくる。もつとも主權だからといつて、自己のために認められたものではなくて、すべて公共の福祉のために認められたものであるといふことを押えた意味で、ここに明文として表わした次第であります。

○中村(俊)委員 次に御尋ねいたしましたと思つておりますのは、刑法上姦通罪が今の草案としては削除されておるのでございまして、おそろくこの民法の改正案も同じ歩調をとつて要綱を定められたものだと考へるのでございまして、從つて刑法上姦通罪がなくなれば相姦者の婚姻も自由だといふ趣旨であるかどうか。

○奥野政府委員 裁判上の離婚といつたしましては、刑法において姦通罪が處罰されるかどうかにかかわらず、いやしくも配偶者の一方に不貞な行爲があつたときは離婚の原因となることに七十七條の第一號で定めたわけでありまして、そこで刑法が姦通罪を罰するようになつたか、あるいは全然兩方とも姦通罪を罰しないことになつたかは、民法としては關知しないところであります

がかりに本案の建前といたしまして、姦通罪を刑法によつて處罰するようになつたにしても、從來ありましたようにいゝゆる相姦者の婚姻の禁止といふことはやらないことにいたしました。その理由は相姦者の婚姻の禁止という中には、感情的な相姦者の婚姻を禁止するといふ復讐的な考へも相當入つておるのみならず、相姦者の婚姻を徹底的に禁止するといふことになりますれば、もしその間にできた子供のごときものは永久に嫡出子であるといふことの身分を取得することができない結果、また不貞の行爲といふことにいたしました結果、相姦といふふうな相手方が必ずしも明白でない場合も考へられますので、いろいろ考へた末、いゝゆる不貞な行爲のあつたような場合に、その相手方との婚姻を絕對的に禁止するといふ點はやめたわけでありま

す。

○中村(俊)委員 次に未成年者の婚姻の結果成年者とみなされるという規定になつておりますが、先般來の政府委員の御答辯によりまして、婚姻後か

ら未成年中に離婚があつても未成年にならなかつた。依然として成年者としての身分を取得するのだといふ御意見のようになつておりますが、そうしますと、その結果この改正案の第二節親權の效力といふものはなお未成年者が婚姻をしたのち未成年期間に離婚があつた場合に、それが成年に達するまでは、年齢としては未成年者であります。が、そういう政府委員の御解釋に基づけば、その間は、その人にとつて第二節の親權の效力といふものが及ばないと、もちろんこれは解釋するべきであ

ります。その點はいかがでありますか、從つてなお改正案の八百二十三條のごとき「親權を行使する者の許可を得なければ、職業を営むことができない。」といふ點も適用しないと了解してよろしゅうございませうか。

○奥野政府委員 この前も申し上げたようにその點は七百五十三條の解釋の問題であります。が、われ／＼として考へておきますことは、一旦未成年者でも婚姻をすれば成年に達したものとみなされるのであります。従つてそれからあとは、離婚をするという場合でも、父母の同意等は要らないことになつてまいり、一たび成年とみなされて一人前を取扱われたからは、離婚してもやはり成年とみなされてしまふべきではないかと考へておりますので、お説のようにその後はやはり親權の行使といふことはあり得ないことになる。また八百二十三條によつて許可がなくても職業を営むといふ解釋になる考へてあります。

○中村(俊)委員 次に改正案によりまして、繼父母子關係、嫡母關係が一等親の直系姻族との關係に止まつて、いゝゆる親子としての關係が廢除されることになつておるのでございまして。これにつきましても御答辯があつたことだらうと思ひますが、家といふものが廢止された結果、こゝろに現行法が削除されたのだらうと思われまふけれども、一方において養親子關係が認められておるのであります。大部分養親子關係は、血でつながつてはいないのではありません。これに反して繼親子關係、嫡母庶子關係は、いづれかに血が繋がつておるものであります。私の考へから申しますと、民主主義々々々と言

つて、日本の家族制度を全部民主主義の名のもとに廢止せよとする傾向であるのでありますけれども、民主主義は倫理を基礎としない限りは、私は健全なる發達は期し得ないと考えております。さらに法律の民主化も、單にこれを社會化する、經濟化するということに止まらず、究極は倫理的な習慣的なものでなければならぬと私は固く信じておるのでございます。従いまして倫理や習慣の問題だからとして、家族生活を輕々しく法律の外におこしうとするようなことは、法律自身の進化にも、またその民主化にも反する。かえつて保守的な退歩的な舊式な法律關係ではないかと考えるのでございす。従つて家族制度全廢論は、結局民主主義を標榜する反民主主義であるといつたり自己矛盾に陥つておるのではないかと考えるのであります。こういう意味から考へまして、一方において養親子關係を親子關係にしておきながら、他面においていづれかに血のつながりのある繼親子關係、嫡母庶子關係を排除されるということはゆき過ぎではないことと思ひますが、この點に對する政府の御意見を伺います。

○奥野政府委員 御説のように、從來家といふものを前提としてその家づきの子供であるとか、後妻との間において、親子の關係を特に認めていたのではありませんが、これは當然親子を擬制するといふことは、實はよろしくないのではないかと。そこでその關係はちやうど從來縁とその夫の父母、舅、姑との關係と同じ關係において、いわゆる姻族一等親の關係におくことでは十分ではないか、家といふものをはずした以上、そういう結論になるべきものでないかといふことで、この案は繼親子關係、嫡母庶子關係における親子の關係を擬制することはやめたわけでありますが、お示しのようにその間に自然に愛情が加わつてまいるといふ場合には、養子縁組の方法によつて、法律上親子の關係を結ぶことができる途は當然に與へられておるわけでありまして、養子することができたら初めから親子の關係を認めておいてもいいのではないかと。御議論であります。が、やはり初めから當然に繼親子關係を親子の關係とするのと、やはり双方の意思の合致で親子の關係を結ぶ養親子關係を締結するといふことは、おのずから感じが違ひますので、この案におきまして、その他いろいろの理由もありませんが、繼親子關係、嫡母庶子關係において親子關係を擬制するといふことはやめたわけでありす。

○中村(俊)委員 次に七百五十條についてお尋ねしたいと思ひますが、これは夫婦間の契約に關する規定であります。これは一例であります。昨日ある委員の御質問に對してもお答えになつたと記憶しておりますが、私は具體的に例をあげて、こういう場合にはどうなるかといふことをお尋ねしたいと思ひます。夫婦が結婚のときに夫婦財産契約をいたしますが、その場合に妻が第三者と契約する場合、たとえばダンサートになるとか、女給になるとかいうような第三者と雇傭契約のごとき契約をする場合には、夫の許可を要するといふごとき契約をした場合は、これは取消し得るものとなるのですか、當然無効だとなさるのですか、かような規定は憲法に反するののか、言葉をかえて言えば、平等の原則に反するとお考えになりますか、いかがか

○奥野政府委員 御説のように七百六十七條は當然に離婚によつて婚姻前の氏に復することにしたしまして、復するかどうか自由であるといふことにはいたさなかつたのであります。従いまして、もしかりに婚姻前の戸籍が全部除籍になつておるような場合には新しい戸籍がつくられるといふことになるわけでありす。

〔委員長退席、銀治委員長代理、著席〕

しからは何ゆゑにそういうふうに窮屈に當然に婚姻前の氏に復することにしなければならぬかといふことにつきましては、やはり離婚しておきながら夫の氏を稱しておるということは、現在の國民感情からいつてびつたり來ない。そういう意味において、あるいは、保守的なといふおしかりを受けるかも知れませんが、現在における國民感情との妥協を申しますか、そういう一般國民感情に基いて、當然復氏といふことにいたしましたわけでありす。

ただ未亡人のような場合において、やはり夫の氏を依然稱して行くか、あるいは婚姻前の氏に歸るかは自由にしたしておりますが、離婚の場合だけは當然復氏するといふ建前でありす。子供につきましてたとえば連れ子をいたしまして夫の氏を稱せしめた場合に、母親が離婚によつて婚姻前の氏に歸つた場合には、その子供の氏はどうなるかといふことにつきましては、當然に歸るというやり方をいたさないの

で、七百九十一條によりまして、その子供がまた母の氏に歸ることができるといふ途を開いておるのであります。

○中村(俊)委員 氏に關連いたしまして、もう一言お尋ねいたしたいのであります。改正民法案は家を廢してこれにかえるに氏をもつて親族團體の統合をはかることとされておるのでございすが、この條文を見ますと、氏の變更は縁組と婚姻等の場合にのみ限られておるようと思はれるのでありますけれども、われわれがこの改正案が發表されていゝ／＼質問を受けましたときに、常に戸籍面におきまして、また民間一般社會におきまして、現行の親戚入籍、あるいは引取入籍といううな制度がどうしてもなければ、今過渡期におけるわが國におきまして、この氏の變更の問題が非常に大きな影響を與えるのであります。たとえば離婚の際、母の氏を稱せしめた子を後日父の氏に變更せしむるとか、父母が子供の縁組先の氏に變更するとか、子の配偶者と扶養義務關係が生じますか、そういうような變更によつて氏をかえるといふようなことを認められるような、彈力性のある氏の變更を政府としては認められるような意思はないのであります。言葉をかえて申しますと、氏の變更はこの改正民法の規定にありす通り、縁組と婚姻等の場合にのみ限られるという原則を維持されていかれるのであります。どうか。

○奥野政府委員 お説のように親族入籍、引取入籍といふのは、大體家を前提とした規定であります。ゆゑに、それはやめたのであります。ただいま御指摘のような場合には、この改正案の七百九十一條で、廣く子が父または母と氏を異にする場合には、子は家事審判所の許可を得て、その親の氏にいたることができるとありますから、大體においてこれによつて賄ひ得ると思ひます。

○中村(俊)委員 次に庶子の名稱が今

般廢止されるのでありますが、その相續人はこの改正案の九百條の第四號にあります通りに、父母双方に對して嫡出子の二分の一とされておるのであります。従つて適法婚姻より生れた子供と平等の待遇を受けておられません。これは憲法と原則である個人の尊嚴と平等の立場からどうであらうかと考へるのであります。御意見を承りたいと思ひます。

○奥野政府委員 その點もいろいろ議論があつたのでありますが、やはり正當の婚姻を重んずるという建前から、そういう結果になつてもやむを得ないのではないかと。

〔鐵治委員長代理退席、委員長着席〕

それからまた嫡出でない子に相續權を與へるかどうかということも現在法律によつてきめ得ることではありません。嫡出でない子供に嫡出である子供の半分の相續權を與へるといふことも、これは必ずしも憲法の平等の原則に反しない。たとえば配偶者を相續人のうちに加へるかどうかといふことも、法律をもつて初めてそういうことになるわけでありますから、嫡出でない子供を相續のうちに加へるかどうかといふことも自體が、やはり法律に留保されてしがるべきであるという議論から、やはり正しい婚姻の子供を正し婚姻を尊重するといふ思想と、今言つた考へと兩方の考へから、大體現行法のように嫡出でない直系卑屬の相續人に半分といふことにいたしましたわけであります。

○中村(俊)委員 次に相續する收支均分相續制について一應お尋ねいたしたいと思ひます。先般もこの點について

いろいろ質問があり、さらに政府委員からお答えがあつたのでございませうが、今般別に農業資産相續特例法といふものがおそれる法律案として出されることと思ひますが、この收支均分制にいたしました結果、不都合を生ずることは必ずしも農村のみではございませぬ。たとえば特許權に關する相續權あるいはれんに對する相續權のこと、商業、工業につきましても同じように不都合の點が多々生じてくるだらうと思ひます。従つて私は農業に限らず、工業に限らず、商業に限らず、家産——ホームステッドといふ言葉を使つておるようであります。これは一種の財産の性質を帯びておると私は思ふのでありますが、これを經濟經營單位として、特にこれに對する相續について、あるいは過去の慣習によるとか、あるいはその他適當な言葉をかえて言へば不都合を生ずることのないように、農業に限らず、いわゆる家産、これは經濟經營單位といふ言葉を使へるようであります。こゝういふものをひとつ認めておいて、そのしでそれに関する相續については、あるいは過去の慣習によるとか、適當な規定を設けて、家産分數に對する不都合を防ごうといふような御意思はございませぬか。お尋ねいたしたいと思ひます。

○奥野政府委員 農業資産について、お説のような新しい法案をつくることになつておりますが、その他の相續財産につきましては、現在のところそういう計畫をいたしてないのではありません。大體においてやはり分割を禁止する。遺言あるいはまた家事審判所の審判で遺産の分割禁止もできますし、また分割の方法いかんによりましては、一人に經營をせしめ、他のものは債務の形で分割を受けるということもできます。そういうような運用で大體は適當な結果が得られるのではないかと。ところがそれでもなおいろいろ實施の際において支障があるといふようなことになりますれば、ただいま仰せのようないふことについても、今後十分研究していきたいと思ひます。

○中村(俊)委員 系譜、祭具及び墳墓の相續に關してお尋ねいたしますが、改正法によりますと、これすら放棄ができるようになつておるのでございませうが、特に農村、漁村、いわゆる都會以外のところでは、系譜であるとか、佛壇であるとか、墓であるとか、そういうものに對する執着は、われわれのうてい想像できないほど濃厚なものであります。従つてこの系譜及び祭具に對する相續のごときは放棄を許さぬといふような制度をおきめになつた方が私はいいのではないかと。言葉をかえて言へば、あるいは場合によつては、佛壇が宙に迷うといふようなことも決してまれでないと思ひます。收支均分制の結果そういうことが都會において、地方においても起るであらうと思ひますので、この系譜、祭具及び墳墓の相續のみは放棄ができないといふような規定が特に必要なのではないかと考へられますが、いかがでありますか。

○奥野政府委員 一般に相續の放棄といふことは認めておるのであります。が、この系譜、祭具の所有權は、相續財産の中にはないといふ考へでありまして、従つて正面からいつてこれらの放棄といふことを認めておらないわけであります。しかし一般財産權でありましようから、一般の原理に基きまして、所有權の放棄といふようなこともなし得るがとも思ひますが、お尋ねの通り、そういう必要のある場合、たとえば一人娘であつて先祖の位牌、佛壇をもつておつて、それがどこへお嫁に行きたいといふような場合、佛壇をもつてお嫁に行くといふこともいかにといふような場合に、それをさらに第三者に承継して、そのまつりを見てもらふといふ方法で、それが承継されていくのではないかと考へるものでありまして、お尋ねの通りを放棄するといふようなことはあるまいかと考へておる次第であります。

○中村(俊)委員 次に生存配偶者に對する相續分の關係をお尋ねいたしたいのであります。これは一律に規定されておるのでありますが、ひとしく生存配偶者と申しまして、あるいは婚姻の期間、先に死んだ配偶者への協力の大、再婚の期待の多少、あるいは固有財産の大小、實子その他扶養義務者のあるなし等について千差萬別でありまして、さらにまたこれが一律で規定されてありますので、あるいは結婚の神聖を害するといふことが起り得るのではないかと考へられるのであります。はい、いさし生存配偶者の相續分については、幅をもつた相續分のされ方を考へるのはいかぬではないかと考へるものであります。いかがでありますか。

○奥野政府委員 御意見もつともであります。各場合々々についていろいろに規定をし、たとえば家事審判所等で、それらの今仰せになつたような事情を斟酌して相續分をきめるといふ

ようなことも、一つの案かと考へます。が、それはあまりに具體的な場合について、紛争の種を藏しておるやうに考へられますので、一應はやはり靈一的にきめたわけで、その結果婚姻の長短等によつて、實質的に不都合な場合の起ることも豫想されるわけであります。もつともそういう場合には、もちろんこれには遺留分の制度もありますが、遺留分を減じない限度において、適當に遺言といふことで、その不合理を是正してまいるよりしかたがないといふやうに考へて、一應靈一的に本案は規定した次第であります。

○中村(俊)委員 最後に遺言に關する點であります。御承知の通り、今までわが國においては遺言、殊に要式行為を要求されておる民法上所定の遺言といふものを廢する人々が非常に少いのであります。御承知の通り、何ら法上効果のない遺言といふものはなされておりますけれども、民法が要求しておるところの正式の遺言をつくることは——私は日本の缺點じやないかと考へますけれども、外國のように正式の遺言をつくるということが非常にまれなものであります。しかしながら、今後いろいろと民法の大改正によりまして、遺言といふものが非常に大きな役割を演ずるのであります。従いまして私は、特にこれは希望になるのであります。が、この法案が通過いたしました後には、政府といたしましては、適當な方法をもつて、國民全體に遺言といふものがいかに大切であり、しかもそれが今後非常に有用に行使されるべきものであるといふことを、周知させる方法をお尋ねしたいと思ひるのであ

るやうなことも、一つの案かと考へます。が、それはあまりに具體的な場合について、紛争の種を藏しておるやうに考へられますので、一應はやはり靈一的にきめたわけで、その結果婚姻の長短等によつて、實質的に不都合な場合の起ることも豫想されるわけであります。もつともそういう場合には、もちろんこれには遺留分の制度もありますが、遺留分を減じない限度において、適當に遺言といふことで、その不合理を是正してまいるよりしかたがないといふやうに考へて、一應靈一的に本案は規定した次第であります。

りまするが、これに關連いたしまして、この遺言の中で署名捺印というものを捺印でもよろしい。つまり言葉をかえて申しますれば、遺言というものをなかにめんどうくさがつてやらないうが、この遺言は重大性を帯びてきたので、遺言をできるだけ簡略にいたさしめる方法から考えまして、この署名捺印を捺印にかえるというところをきりて明文で書いていただいた方がよいのではないかと私は思うのであります。が、依然として今度の改正には署名捺印というところを書かれております。適否を言うのではありませんけれども、遺言が今後重大性を帯びる以上、できるだけ一般の人々に簡略に作成せしむるという意味において、しかも捺印というものは、おそらくこれは法令でも定められておるものでありますけれども、私は一般の印鑑よりもその模倣性のないことは議論のないところでありまして、むしろ捺印というものを重要視された方がよいのではないかと。殊に遺言などのごとき特殊な場合において、あくまでも署名捺印ということを要求されずに、捺印も場合によつては可なりという趣旨の規定も加えられておつた方がよいのではないかと考えるのであります。御意見を聴かせていただきたいと思います。

○奥野政府委員 お説のように、從來は家督相続一方でありましたので、遺言というよりなことに、ほとんど關心をもたれていなかったものであります。が、今度は共同相続を原則とすることになりまして、従つて遺言ということも、よほど重要な役割をもつことになりましたので、この共同相続の相続關係及び遺言のやり方というようにな

とについては、これは今後根本的に研究をいたさなければならぬ問題であると思ひます。お説のように、現在の遺言が非常に嚴格でありまして、これを守ることは普通の人にはなかつてむずかしい。法律家であれば遺言がやりにくい悩みはあるのであります。と申しまして、あまりに簡単にすぎることは、慎重なるべき遺言の制度ともいふ／＼調和して考えなければならぬ點があるもので、御趣旨の點に對して、この次の根本的改正の際には、大いに研究したいと思ひます。

午前十一時五十五分休憩

午後二時三十一分開議

○松永委員長 休憩前に引續き民法の一部を改正する法律案に關する質疑を續行いたします。

○榊原(千)委員 第七百三十條の「直系血族及び同居の親族は、互に扶け合はなければならぬ」という條文がございまして、これに對しましての同僚の佐藤委員の御質問に對しまして、政府委員は、これは道徳的な規定のようであるが、あえて民法にこれを掲げることもよいだらうというやうな御趣旨から、ここに告示しなつたというふうな御説明になりましたが、さういうわけではございまして、かえつてお除きになつた方がよいのじやないかと思ひます。道徳的なまた人道的な立場に立ちますと、同居の親族のみならず、その家に長くばあやとして、女中として、あるいはその他の關係においてその家のために盡してくれた人々に對しても、お互いに助

け合なければならぬというやうなことはあたりまえだと思ひるので、さういふやうな意味から、むしろこれはない方がよろしいのじやないかと思ひますが、いかがでございましょうか。

○奥野政府委員 これはこの前にも御説明申し上げましたように、このたび家の制度をやる、戸主家族の制度をやめるということになると、いかにも從來の實際の家庭生活、親族共同生活の實際の生活をも否定するがごとき誤解を招いてはいけない。從來の實際のわが國の美風である親族共同生活を營んでおる家庭生活というものを維持すべきものであらうというやうなことを、民法の中に織りこんではどうかというところを法制調査會あたりが決議になりましたのを、ここに取入れたのであります。こゝういふ法律的な拘束力のないいわば道徳的な規範を、法律としてふりかゝるものの中に規定するのはよろしくないというお考えも、一つのお考えかと思ひますが、いろいろな何というか、さういふ方面の要望等、いろいろ各方面の調和、妥協といふやうな意味で、これがいつてきたといふやうないきさつになつておるのであります。嚴格な意味から言いますればあるいは法律手続の中にさういつたやうな道徳的規範を入れるということはおもしろくないという考えも、一つの理由かと思ひますが、一應政府案といたしましては、こゝういふいろ／＼な要望を取入れて、ここに加えたといふふうな御承知を願ひます。

○榊原(千)委員 第七百四十二條の第二號の「當事者が婚姻の届出をしないとき。但し、その届出が第七百三十九條第二項に掲げる條件を缺くだけであ

るときは、婚姻は、これがために、その效力を妨げられることがない。」この但書のそのあとの意味が明瞭でないように思ひますが、御説明を願ひたいと思ひます。

○奥野政府委員 第二號はこの前申し上げましたように、よくわからない規定で、届出主義をとつておる以上は、届出がなければ婚姻は成立しないのであります。が、ほとんど意味がないやうであります。ただ二號の但書を引出す意味で二號全體が意味があると言われておるわけでありまして、要するに届出というところにおいて效力を生ずる。その届出の要件に缺けた場合があつても、すなわち七百三十九條のいわゆる證人等の署名といふやうなものがなくても、これをもし受付けて受理されれば、その婚姻が有効であるといふふうに解釋しております。

○榊原(千)委員 第七百六十一條の「夫婦の一方が日常の家事に關して第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによつて生じた債務について、連帶してその責に任ずる。但し、第三者に對し責任を任じない者を豫告した場合、は、この限りでない。」という條文がございまして、日常家事に關しまして、たとえばにんじんを買つたり、ごほうを買つたりすることに對して、第三者に對して責任を任じない旨を豫告した場合はこの限りでない、こゝういふやうな但書は必要でないかと感じられますが、どういふふうにお考えになりますでしょうか。

○奥野政府委員 御承知のように、今までの法律では、妻は日常の家事に關しては夫の代理になるとみなされておるのであります。が、これは夫婦平等の

原則からいいますと平等でない書き方であるので、これを改めて、夫婦の一方が家事に關して法律行為をしたときには連帶して責任を負うというものが、七百六十一條の本文であります。しかし但書の場合にはどういふ場合であるか、その必要がないのではないかと、いふお話をしますが、例は多少ありますが、もしもせんが、たとえば女が衣類をどん／＼買ふというふうなことも、結局日常の家事に關する法律行為と見て差支えないと思ふのであります。が、そういう場合に、夫が連帶責任を負うということでは困るというふうな場合に、その衣服屋なら呉服屋、百貨店なら百貨店にあれを賣つたつて責任がないというふうなことを豫告した場合には、連帶の責任がないという趣旨であります。

○辯原(千)委員 續いて七百六十二條「夫婦の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産とする」という條文がございますけれども、「婚姻中自己の名で得た財産」という意味はどういうものでございましょうか。

○奥野政府委員 たとえば婚姻中妻がほかの人から贈與を受けるとか、あるいは妻が特にほかの仕事によつて月給を得たというふうに、自己の名で得た財産は共有にならないでその人の特有の財産になるという意味であります。

○辯原(千)委員 そのような場合、妻が他から贈與を受けるというふうな場合はきかれてまゐりまして、原則をいたしましては、夫が外に出て働いてをりして収入を得て歸るのでありますけれども、そういうものはすべてその夫の特有財産となるのだらうと思ひ

ますが、いかがでしようか。

○奥野政府委員 いずれか明らかでない場合は、まあ共有に推定をいたしますが、はつきり男の方が収入を得て、男の名前で預金をしておるといふような場合は、これは男の特有財産といふに見えております。もちろんその収入に應じて費用の負擔はおのづから夫にもありましようし、また離婚のような場合にはおきましては、財産分離といふようなことになつて、結局その間の調和をはかつておるわけでありまして、

○辯原(千)委員 そういたしますと、はつきりとした夫の名義による月給などはすべて夫の特有財産となるのでございましてけれども、家庭における妻の労働なくしては、ほとんど夫は外へ出て安心して働くことができないのでござい

ます。その場合における妻の家庭労働、これは今日の労働力などで見積られますと、あるいは夫が二千圓かせくに對して妻の家庭内における労働力が三千圓くらいにも見積られるものだとある人は言うのでございましてけれども、そういう家庭における妻の労働力に對しては、どういふふうに見ていら

つしやるのでございましょうか。

○奥野政府委員 夫婦の財産はやはり夫婦の協力によつて得るというふうに見るのが適當であります。もつともそういう場合に、男が事業なり、あるいは労働力によつて俸給なり収入を得た場合には、はつきり男の名において取得しておるものは、これは夫婦財産の共有制をとらない以上はやはり別産制をとらざるを得ないので、本案は原則として夫婦別産の制をとつたのであります。ところがたゞいまお話のよ

うに、男の財産といへども、女の内助の功によつて得たものと見るのが適當であるのでありますから、もし夫婦が別れるといふような場合においては、先ほど申しましたように男の方から女に對する財産の分與といふような制度を認めております。また男が死亡して相続を開始したという場合には、妻は必ず第一順位において三分の一の相続分によつて常に相続人になるという

ことにいたしましたわけは、やはり夫の財産といふものは妻の協力を得たものであるといふ前提のもとに、一種の分割といふ意味で、相続についても、あるいは離婚の場合について妻の位置を非常に高く評價しておるわけであり

ます。○辯原(千)委員 そういふ場合にももう少し具体的に表わされませんと、離婚の場合におきましては、いつも女が損をするというふうな立場に立ちましようと思ふのでござい

ます。婚姻中における財産の分割方法、持分といふものが規定されておりました方が、離婚などの場合においては、妻の立場が守られることになりは

しないかと考えられるのでございまして、いかがでございましょうか。

○奥野政府委員 持分をはつきりきめるといふことは事實上なかなか困難であります。そこで結局夫婦が仲よくや

つておる間は、まあ別にそういう點に ついても問題が起るわけでもなく、お互いに夫婦生活を営んでおるのであるから、その點について、むしろ半分は云々といふようなことを規定しなくとも、問題は、夫婦わかれをするような破目に陥つた場合に問題が生ずるわけ

であります。この場合には、先ほど申しましたように、財産の分與の請求ができる、しかもその分與はどういふ標準で定めるかということにつきまし

ては、七百六十八條に規定を設けておりました。特にその末項におきましては、家事審判所がそれをきめる場合に、當事者双方がその協力によつて得た財産の額その他一切の事情を考慮して、分與をさせるべきかどうか、並びに分與額及び方法を定めるといふこと

になつておるので、これに對しても夫婦の財産は當事者の協力によつてできたものであるといふことを暗黙の前提にいたしておるわけでありまして、

○辯原(千)委員 このことにつきましては、さらにまた後に御質問申し上げることになります。續いて第七百六十七條「婚姻によつて氏を改めた夫又は妻は、協議上の離婚によつて婚姻前の氏に復する。これは先ほど中村委員も御質問になりましたけれども、協議上の離婚をいたしました場合には、絶対に平等な立場に立つておるものと考へられます。殊に妻の場合にいたし

ましては、もう幾年か婚姻中の氏によつて生活し、またその氏によつて活動をしてきまして、その氏が社會的にも相當に大きく働いておられますときに、これをまたもとの氏に返すことによつて非常な損をする場合があるのでござ

ものか、お伺ひいたします。

○奥野政府委員 あるいは特殊な場合において、そういう事情もあるうかと思ひますが、どうも一般國民感情とい

は、夫婦の氏を稱した場合には、この氏に復するといふことになつて、これは平等の建前であります。しかし多くは女の方が男の氏を稱する場合が事實上多からうと思ひますが、夫婦

わかれを正式に離婚しておきながら、やはり女が男の氏を稱しているといふことは、どうも現在における國民感情としては、やはり大多數の人の考へとしては不自然なものはなからうか、また婚姻が繼續しているのか、あるいは婚姻が解消しているのかといふことが、第三者にとつてはやや惑わしいことになるのではないかと、この點に

ついてはドイツ等の立法例におきましても、場合によつては離婚後も夫の名を稱することができるとあること

はあります。しかしそういう場合でも、もし妻が重大な過失がある場合は、夫の方から夫の氏を稱することを禁止することができるといふふうな規定がありまして、そうすると複雑な關係を生じてくるので、實は氏といふものにはそれほど重きをおかないで、家に代つて氏が家族生活を支配するといふような誤解を招いては非常に困るの

であります。いわば人の符號といへばあまり卑近になります。人を認識する標準でありますので、あまりにそれにこだわつて規定をいたしたくなかつた感じなのであります。それかといつて全然氏の點を民法に觸れないといふのもいかがかと思ひまして、なるべく簡単に少く氏の關係を民法の中に取

入れたわけでありまして、そういうわけで大體現在における社會感情といったしましては、婚姻を改めた結果は、やはり離婚になればもとの氏に復するというのが適當ではないかと思つて、こういう規定にいたしましたのであります。しかし、こういう點はすべてこの委員会において、もしそういう例外的場合を認める方がよろしいということでありまして、十分その點御協議願ひたいと思ひます。

○辨原(干)委員 第七百七十條でございます。裁判上の離婚の問題についてでありますけれども、第三項の「配偶者の生死が三年以上明かでないとき」ということがございまして、三年以上というの、どういふ根據からおきめになつたこととございましてよろか。

○奥野政府委員 これは現在の八百十三條の第九號に「配偶者ノ生死が三年以上分明ナラサルとき」という規定をそのまま踏襲したのでありまして、おそれくこれは失踪宣告にならない。失踪宣告の場合は通常七年間分明ならざるときは初めて失踪宣告ができる。三年では特殊の場合でなければ失踪宣告の請求ができない。しかし三年間も生死わからず死亡したかもしれないと思はれるのを拘束しておくと、おそれく適當でないという考えから、おそれく三年以上というところをつたものと考へられます。

○辨原(干)委員 三年以上何の音信もなく捨てておかれるということは、ある意味において苦痛なことだと思はれるのであります。そして現民法がきめられまして、大分世の中の事情も變つておりまして、交通事情なども、昨日の日本タイムスには三日で

世界を一周したというやうな記事が出ていました。そういう時代になつておきますので、これはもう少し年限を少くしても差支えないのではないかと思ふのです。今の時代に三年も消息がわからないなどということは、ほとんど考えられないことだと思ひますけれども、いかがでございますか。

○奥野政府委員 失踪宣告のうち、普通の場合は七年それから戦地に臨むとか、あるいは沈没船におつたというやうな場合は、三年で失踪宣告ができるということになつておるので、その少い方の三年というのをとつてまいつたものであらうと推測しますが、今お示しのように、こういう交通機關の發達しておる時代に、三年も夫婦關係を束縛しておくことはよろしくないではないかという御意見もございましてと思ひます。しかしおそれく死んだであらう、とうてい歸つてきそうもないといふことが明らかであるやうな場合は、おそれくこの七百七十條の第五號等を活用して、婚姻を繼續しがたき重大な事由があるものとして、離婚の請求がおそれく實際の運用上できるやうになるだらうというふうに考へております。

○辨原(干)委員 私はむしろ第三號において年限を少くし、第二號においてそれを適當に考慮した方がよいのではないかと思ひますが、いかがでございますか。

○奥野政府委員 そういうことも、一つの案かと思ひますが、この委員會でよく御審議願ひたいと思ひます。

○辨原(干)委員 第四號の「配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込がないとき」というのがございまして

が、なぜただ精神病に限つたのでございましてよろか。たとえば癲癇なども非常に苦痛な問題でございしますが、いかがでございますか。

○奥野政府委員 これは外國の立法例等も差上げてありますが、それにはいろいろな離婚を列挙しております。精神病以外の病氣等の場合でも、婚姻を繼續しがたき重大な事由があると認められる場合には、もとよりその規定によつて離婚の原因にならうかと考へますが、これはいよいよ例示的なものでありまして、四號は一つの例を示したのすぎないものでありまして、それが結局五號にいつてその締結があるわけでございます。そういうわけで、一つの例示にすぎないことを御了解願ひたいのであります。

○辨原(干)委員 今度協議離婚などが認められまして、離婚の事由が保障されるやうに至つたかと思ひますけれども、たとへば一方にもう愛情がなくなりました、他の一方は依然として婚姻生活を續けていきたいというやうな場合、すでに一方において夫婦生活をしたいだけの愛情がなくなつたというやうなときには、第五號の「その他婚姻を繼續し難い重大な事由があるとき」の中に含まれて離婚することができるとございましてよろか。いかがでございますか。

○奥野政府委員 それは具體的な場合にいろいろ違つてまいらうかと思ひます。たとへば婚姻を繼續していく愛情がもうなくなつたといつても、場合によつてはまた愛情が回復することも豫想されますし、これは具體的な場合に於いて決定するべきもので、一概に一方に愛情がなくなつたからただちにこ

れによつて離婚の請求の原因になるといふふうに斷定はいたしかれると思ひます。

○辨原(干)委員 これは結婚生活をする者にとりましては重大な意味をもつものだと思ひます。たとへばもうこれ以上この人と一緒にいたのでは、自分の才能も伸びないし、また趣味も違ふ。いろいろな角度からいつて、知性においても差異がひどいし、とうてい愛情をもつこともできないというやうな場合に、それが自由に離婚できるやうにしておいていただきませんと、餘儀なくしてそこに姦通罪といふやうなものがあるのじやないかと思ひますから、このことをもう少しはつきりと御答辯をお願いしたいと思ひます。實は今までの法律におきましては、絶対にそういうやうな意味での離婚の事由というものがなかつたのであります。この點をお伺ひしたいと思ひます。

○奥野政府委員 この點は一概に申し上げることは、いろいろ差障りもあるかと思ひますが、要するに各場合場合によつて、そういう場合に婚姻を繼續しがたい重大な事由があると、結局は裁判所がいろいろな事情を調べて見て、納得されるやうな状態であれば、離婚の原因になるということができまが、單に一方の愛情がなくなつたという抽象的なことをここに規定するといふことは、そうただちに抽象的に斷定はいたしかれるというふうに思はれます。

○辨原(干)委員 すべてここに掲げられております離婚原因は、ある意味では夫婦生活を續けていく意思がなくなつたと見て差支えないのではないかと

と思ひます。配偶者に不貞な行爲があつても、まだそこに愛情が残つておりますときには、おそれく離婚というものを願ひ出ないでありまして、離婚訴訟は起きないでありまして、また配偶者の生死が三年以上明らかでなくとも、また配偶者が強度の精神病にかかつておりまして、まだ夫婦生活を續けていくやうな意思がありまして、こういうことは問題にならないのでありますから、これが問題になりますときには、すでに一方においてその意思がなくなつたものと考えられます。すでに結婚生活の重大なるモメントであるところの、そういう愛情がなくなつたりいたしました場合に、裁判所が第二項におけるごとく強制しても、それはむしろ第三者のなものが介入することになるおそれはないかと思ひます。ありますけれども、どういふふうにお考へでありますか。

○奥野政府委員 この七百七十條の離婚の訴えは、この條文では裁判所が裁量することになつておりますが、一方家事審判法をござらんになればわかりますやうに、こういう事件は一應その前に調停にかけなければならぬ、いわゆる調停前置主義をとつておるのであります。こういう場合に訴訟が起きて、裁判所はまず調停を試みるというところになつておりますので、そういう場合に、一應懲意で遺棄されたやうな場合であつても、あるいは不貞な行爲があつたやうな場合でも、いろいろそこで話し合つて、裁判所なりあるいは調停委員なり、あるいは審判官等が關與して、お互いの心をよく話し合つて、いろいろ誤解を解くというやうなことで、また一應は表面的にはさうい

う事實があつても、結局またものさ
やに収まるということも考え得るので
ありまして、形式的に一旦一時の迷い
で不貞な行爲があつたとか悪意でし
たという場合には、どうなるものでござ
いますか。
○奥野政府委員 それは男の方が自分
の嫡出子であることを否認することに
よつて、男の子でないということが確
定します。しかしこの場合は夫婦同じ
氏を稱してゐるわけでありまして、
母の氏といつても結局その父と推定さ
れておつた氏と、母の氏が同じである
といふことであるから、この場合
は一應は母の氏、すなわち父母の氏と
いうことになりましよう。しかしさ
らにその子供が、ある他の男の子であ
るということがはつきりいたしましたし
て、その者から認知をするといふふう
なことで、その他の父親が明確にでき
てまいつた場合においては、その父の
氏を名のる途もあるわけでありま
す。
○辨原(干)委員 たゞは婚姻中であ
つても、實際において婚姻生活をして
いない場合に、他の男の子供がで
きまして、それが成長いたしますと、
實は嫡出子となつて夫婦の戸籍面には
現われると思ひますが、そのとき子供
に對する親權といふものが、ほんとう
の父でない夫の籍にありますといふ
と、非常に困る場合があるのじやない
かと思ひますけれども。
○奥野政府委員 それは一應は婚姻中
に懷胎した子供は、その夫婦の子供、
いわゆる夫の子供と推定されるわけで
ありますが、先ほどから申したよう
に、夫は自分の子ではないといふこと
で、否認することができるといふこと
が、先ほど言つた結果になります。が、
なおそれが否認をしないで成長した場
合はどういふことになるかといふこと
であります。おそろくその事實關係は
證明がまず困難にならうと思ひま
すが、この場合にはほんとは夫の子で
ないといふことが、何らかの證明によ
つてきつて明白であるといふような
場合は、親子關係が存在しないとい
ふ、非存在確證の訴訟といふふうなこ
とも、父との間においては起し得るで
はないかといふふうに考へておりま
す。そういう判決が確定いたしますれ
ば、やはり戸籍の訂正をし、さらにほ
んとうの父の氏を稱する途もあるわけ
であります。

○辨原(干)委員 次に財産相續の問題
についてであります。今度は均分相續
といふことになりましたが、もしも兄
弟のうち、三人までは一人前に成長
し、また學校も出ておるが、あとの一
人はまだ學校も出ていないといふ場
合、財産が均分化されましたのは、
實は均分でないと思ひますけれども、
そういう場合どんなふうになるでし
うか。
○奥野政府委員 その場合は九百三條
で、おそろくそういう學費のようなも
の、やはり「生計の資本として贈與
を受けた者」といふ中に含めて考へて
いいのではないかと思ひます。従つて
相續分の計算の面において、すでに
出ておつた金を考慮に入れて、計算
をやつていいのではないかと考へてお
ります。
○辨原(干)委員 第六章の扶養の問題
でございます。八百七十七條には「直
系血族及び兄弟姉妹、互に扶養をす
る義務がある」といふことがありま
して、それからそれがすべてうまくい
かなかつた場合は、家事審判所が何で
も取扱ふことになつておりますけれど
も、實はこの扶養の義務といふもの
は、わが國の家族制度を支えておると
ころの大きな柱であると思ふのでござ
います。そしてそれがいかに國民生活
の上に暗い影を投げておるかといふこ
とを私は考へるのであります。この法
律からいふものが生れてこないのな
いかと思ふのであります。たとえば今
後はおそろく隠居制度もなくなりまし
て、死ぬまでいゝ財産をもつてお
るでございましょうし、死ねば財産は配
偶者にまづわけられ、そして兄弟には
均分されるのであります。その意味
からも、こういう扶養の義務というよ
うな法律的なもので、お互いを拘束し
合ふといふことは、新憲法の精神から
も、どんなものかと考へるのでありま
す。血で血で洗うような裁判沙汰とい
うものは、今日までも多く扶養の義務
に關してであつたといふことでありま
す。たとえばこのやうな法律がありま
すために、わが國には社會制度、社會
保障といふものが發達しませんでした
し、現に今度の戦争のやうな場合にお
きまして、いかにいふものが見
えざる拘束となつて、そして實は國
家が世話すべき多くの引揚者、戰災
者、復員者などが、縁故關係に迫りや
られまして、自分の一家さえ支えるこ
とがやつとこさの無力な家庭の人たち
が、こつと多くの人々を引受けて、
そういうお互ひに苦しみ合つておると
いふやうな事實もあるものであります。
私はこつとこさの苦しみ合つておると
いふやうな事實があることこそ、お互ひ
の愛情によつて處理されなければなら
ない問題ではないかと思ふのでござい
ますが、いかがでございましょうか。
○奥野政府委員 扶養の關係が非常に

重大な問題であることは御指摘の通り
であります。ただ現在扶養に關する訴
訟事件は、きつめて少いのでありまし
て、實際は扶養の規定はあるけれど
も、これを活用して扶養の請求といふ
ことは、事件としては非常に少いので
あります。今後どういふふうなことに
なりますかは、ちよつと豫測がつきま
せんが、從來直系血族、兄弟姉妹のほ
かに、配偶者の直系血族との間に扶養
の義務が法定されておつたやうであ
りますが、そういうやうに畫一的に必ず
自分の配偶者の尊族を見なければなら
ないといふことにいたすことはいかが
なものであらうかといふこと、並び
に從來の法律におきましては、その扶
養の義務の順序、あるいは扶養の權利
者の順序等が、すべて法律で畫一的に
順序がきめられてあり、また扶養もき
わめて生活ができないやうな場合に限
つて扶養しなければならぬといふこ
とに限定してゐるやうなこともあり、
その他扶養の規定があまりに畫一主義
で、實際の親族共同生活といふやうな
ものに適合しない憾みがあり、また同
じ意味におきまして、全然親族血族關
係において扶養の義務を否定するとい
ふことは、これはできないものではな
からうか。わが國としては、やはり親
族共同生活によつて、相寄り助け合
つてゐるものが、わが國の一つの美風
であつて、これを否定すべきものでは
なく、従つてお互ひの金のあるものが金
のないものを助け合つていくといふ點
は、これは否定するべきものではな
い、たゞ扶養の順位とか、あるいは種
度方法等について、あまりに法律で縛
つていくことは適當ではないのであり
ます。その點改正案におきましては、

「その他婚姻を繼續し難い重大な事由
があるとき」といふところにおい
て、すでに一方にもう結婚生活を續け
ていく意思を喪失したものに對しては
離婚の事由を何と認めていたくださ
いと思ひます。そうでないと、つい發
通といふ不貞な行爲を起し得る原因が
ここに醸成されるだらうといふことを
憂慮するのであります。
それから續いて「嫡出でない子は、
母の氏を稱する」といふ第七百九十
條の第二項でございしますが、これに關
連いたしまして、婚姻中の妻と他の男
との間にできました子供は母の氏を稱
すると申しましたが實は母の氏といふ
やうなものはないのでございします。
○奥野政府委員 婚姻中にできた子供
は父母の氏を稱するのでありますが、
婚姻してない女にできた、嫡出でない、
父母の同意をしないものは女親の氏を
稱する。もつともこの場合に父がそれ
を認知いたしますれば父の氏を稱する
ように變更することは同じ七百九十一
條でございするところになります。
○辨原(干)委員 もしも婚姻中の妻が
夫でない男の子供を生み、それが當然
父母の氏を稱する。これが嫡出子の地
位に立ちましたときに妻が夫の子でな
い、他の男の子であることを認めても

らいたいといふやうな場合に、どうし
たらよろしうございしましょうか。夫
の子供でないことを保證してもらいた
いような場合は、どうなるものでござ
いましょうか。
○奥野政府委員 それは男の方が自分
の嫡出子であることを否認することに
よつて、男の子でないといふことが確
定します。しかしこの場合は夫婦同じ
氏を稱してゐるわけでありまして、
母の氏といつても結局その父と推定さ
れておつた氏と、母の氏が同じである
といふことであるから、この場合
は一應は母の氏、すなわち父母の氏と
いうことになりましよう。しかしさ
らにその子供が、ある他の男の子であ
るということがはつきりいたしましたし
て、その者から認知をするといふふう
なことで、その他の父親が明確にでき
てまいつた場合においては、その父の
氏を名のる途もあるわけでありま
す。
○辨原(干)委員 たゞは婚姻中であ
つても、實際において婚姻生活をして
いない場合に、他の男の子供がで
きまして、それが成長いたしますと、
實は嫡出子となつて夫婦の戸籍面には
現われると思ひますが、そのとき子供
に對する親權といふものが、ほんとう
の父でない夫の籍にありますといふ
と、非常に困る場合があるのじやない
かと思ひますけれども。
○奥野政府委員 それは一應は婚姻中
に懷胎した子供は、その夫婦の子供、
いわゆる夫の子供と推定されるわけで
ありますが、先ほどから申したよう
に、夫は自分の子ではないといふこと
で、否認することができるといふこと
が、先ほど言つた結果になります。が、
なおそれが否認をしないで成長した場
合はどういふことになるかといふこと
であります。おそろくその事實關係は
證明がまず困難にならうと思ひま
すが、この場合にはほんとは夫の子で
ないといふことが、何らかの證明によ
つてきつて明白であるといふような
場合は、親子關係が存在しないとい
ふ、非存在確證の訴訟といふふうなこ
とも、父との間においては起し得るで
はないかといふふうに考へておりま
す。そういう判決が確定いたしますれ
ば、やはり戸籍の訂正をし、さらにほ
んとうの父の氏を稱する途もあるわけ
であります。

○辨原(干)委員 次に財産相續の問題
についてであります。今度は均分相續
といふことになりましたが、もしも兄
弟のうち、三人までは一人前に成長
し、また學校も出ておるが、あとの一
人はまだ學校も出ていないといふ場
合、財産が均分化されましたのは、
實は均分でないと思ひますけれども、
そういう場合どんなふうになるでし
うか。
○奥野政府委員 その場合は九百三條
で、おそろくそういう學費のようなも
の、やはり「生計の資本として贈與
を受けた者」といふ中に含めて考へて
いいのではないかと思ひます。従つて
相續分の計算の面において、すでに
出ておつた金を考慮に入れて、計算
をやつていいのではないかと考へてお
ります。
○辨原(干)委員 第六章の扶養の問題
でございます。八百七十七條には「直
系血族及び兄弟姉妹、互に扶養をす
る義務がある」といふことがありま
して、それからそれがすべてうまくい
かなかつた場合は、家事審判所が何で
も取扱ふことになつておりますけれど
も、實はこの扶養の義務といふもの
は、わが國の家族制度を支えておると
ころの大きな柱であると思ふのでござ
います。そしてそれがいかに國民生活
の上に暗い影を投げておるかといふこ
とを私は考へるのであります。この法
律からいふものが生れてこないのな
いかと思ふのであります。たとえば今
後はおそろく隠居制度もなくなりまし
て、死ぬまでいゝ財産をもつてお
るでございましょうし、死ねば財産は配
偶者にまづわけられ、そして兄弟には
均分されるのであります。その意味
からも、こういう扶養の義務というよ
うな法律的なもので、お互いを拘束し
合ふといふことは、新憲法の精神から
も、どんなものかと考へるのでありま
す。血で血で洗うような裁判沙汰とい
うものは、今日までも多く扶養の義務
に關してであつたといふことでありま
す。たとえばこのやうな法律がありま
すために、わが國には社會制度、社會
保障といふものが發達しませんでした
し、現に今度の戦争のやうな場合にお
きまして、いかにいふものが見
えざる拘束となつて、そして實は國
家が世話すべき多くの引揚者、戰災
者、復員者などが、縁故關係に迫りや
られまして、自分の一家さえ支えるこ
とがやつとこさの無力な家庭の人たち
が、こつと多くの人々を引受けて、
そういうお互ひに苦しみ合つておると
いふやうな事實もあるものであります。
私はこつとこさの苦しみ合つておると
いふやうな事實があることこそ、お互ひ
の愛情によつて處理されなければなら
ない問題ではないかと思ふのでござい
ますが、いかがでございましょうか。
○奥野政府委員 扶養の關係が非常に

重大な問題であることは御指摘の通り
であります。ただ現在扶養に關する訴
訟事件は、きつめて少いのでありまし
て、實際は扶養の規定はあるけれど
も、これを活用して扶養の請求といふ
ことは、事件としては非常に少いので
あります。今後どういふふうなことに
なりますかは、ちよつと豫測がつきま
せんが、從來直系血族、兄弟姉妹のほ
かに、配偶者の直系血族との間に扶養
の義務が法定されておつたやうであ
りますが、そういうやうに畫一的に必ず
自分の配偶者の尊族を見なければなら
ないといふことにいたすことはいかが
なものであらうかといふこと、並び
に從來の法律におきましては、その扶
養の義務の順序、あるいは扶養の權利
者の順序等が、すべて法律で畫一的に
順序がきめられてあり、また扶養もき
わめて生活ができないやうな場合に限
つて扶養しなければならぬといふこ
とに限定してゐるやうなこともあり、
その他扶養の規定があまりに畫一主義
で、實際の親族共同生活といふやうな
ものに適合しない憾みがあり、また同
じ意味におきまして、全然親族血族關
係において扶養の義務を否定するとい
ふことは、これはできないものではな
からうか。わが國としては、やはり親
族共同生活によつて、相寄り助け合
つてゐるものが、わが國の一つの美風
であつて、これを否定すべきものでは
なく、従つてお互ひの金のあるものが金
のないものを助け合つていくといふ點
は、これは否定するべきものではな
い、たゞ扶養の順位とか、あるいは種
度方法等について、あまりに法律で縛
つていくことは適當ではないのであり
ます。その點改正案におきましては、

「その他婚姻を繼續し難い重大な事由
があるとき」といふところにおい
て、すでに一方にもう結婚生活を續け
ていく意思を喪失したものに對しては
離婚の事由を何と認めていたくださ
いと思ひます。そうでないと、つい發
通といふ不貞な行爲を起し得る原因が
ここに醸成されるだらうといふことを
憂慮するのであります。
それから續いて「嫡出でない子は、
母の氏を稱する」といふ第七百九十
條の第二項でございしますが、これに關
連いたしまして、婚姻中の妻と他の男
との間にできました子供は母の氏を稱
すると申しましたが實は母の氏といふ
やうなものはないのでございします。
○奥野政府委員 婚姻中にできた子供
は父母の氏を稱するのでありますが、
婚姻してない女にできた、嫡出でない、
父母の同意をしないものは女親の氏を
稱する。もつともこの場合に父がそれ
を認知いたしますれば父の氏を稱する
ように變更することは同じ七百九十一
條でございするところになります。
○辨原(干)委員 もしも婚姻中の妻が
夫でない男の子供を生み、それが當然
父母の氏を稱する。これが嫡出子の地
位に立ちましたときに妻が夫の子でな
い、他の男の子であることを認めても

家事審判所に相當權限を廣く與へまして、實情に應じて——法によつて順位がきまつておつても、實際の實力等を勘案しまして、適當に、また扶養の程度方法等につきましても、相當家事審判所に實情に即して、扶養の關係を處理していく。しかも家事審判所が關與する前には、必ず一應當事者の間に於いて協議を進めるといふやり方にいたしました。實際に親族共同生活の美點を、できるだけ維持したいといふことにいたしてゐるわけでありまして、また親族間で助け合ふといふようなことを認めておられますから、國家あるいは社會施設による生活保護といふような設備が組まれておるといふようなことも、あるいは一つの眞相かと思ひますが、この親族間の一つの扶養の義務を認めると同時に、大いに社會國家の公な施設において、扶養、生活の保障をしていくといふことは、兩立せしめて進めていくべきではなからうかといふふうに考えたのであります。

○神原(干)委員 今政府委員の御答辭を伺つておりましたも、扶養の權利者あるいは義務者の順位、あるいはその程度とか、いろいろなことを法律で規定になつたのは、ある意味では私はこの扶養の義務といふものが搖ぎ出したのではないかと思つております。實際に世の中の傾向といふものは、だん／＼に社會主義的になりつつありまして、それこそ搖りがこから嘉場まで、人間の生活といふものは保障されなくてはならないものであります。めい／＼個々が財産を有するといふようなことも、財産なくしても安心して生活ができるようになるといふふうに、世の中は向つておると思つております。この扶養の義務があることによりまして、あるいはある程度はかの人のためにも用意をしなくちゃならないなどといふことにもならないとも限りませんし、またそれが法律で強制されることによりまして、政府委員のお答えしますように、金がある者がない者をみてやるといふようなことが、さぞ美しいように聞えますけれども、實際においてはそれが負擔となりまして、めい／＼の生活を壓迫する面が多いのではないかと思つております。ただいま大抵の勸勞大衆といふものは、自分たちの生活を維持するのにやつとでありまして、さらに法律の扶養の義務によつて、またその負擔を負わされるということになることは、おもしろくないことだと思ひます。さらに自分が働んで一生懸命に働いたために、多少餘裕ができたといふ人は、なおさらそれによつて負擔の義務が重くなるというようになつておるといふことも考えられるのであります。むしろこれがないために社會保障制度を急速に發達せなければならぬ立場に私たちは立ち至ると思ひますが、それが個々の人間の自由を尊重するといふような建前から、かえつてよいのではないかと思つておりますけれども、どうお考えになりますか。

○奥野政府委員 結局その點は議論のわかれるところと思われませんが、この案におきましては、結局どの程度の扶養を要し、どのような方法で扶養するかといふようなこと、すべて話し合ひでまづきめる。もしそれがきめられないときには、家事審判所が扶養義務者の實力その他一切の事情、あるいは扶養權利者の扶養の必要性といふようなこととにらみ合せて、具體的な場合に適當にきめるので、それがためにかゝつて扶養義務者も生活ができないといふふうな結果に陥らしめるようなことは、おそろくなからうといふように考えるのであります。現在のようにな社會狀態におきましては、他人のため自分の實力を削いで扶養するということとは、おそらく事實上不可能でありましようし、可能視し得るようなことはもちろんあり得ないのでありますから、少くとも現在のような狀況におきましては、社會的生活の保護という方に國家としては全力を注ぐべきもので、親類縁者のお互いの愛情、あるいはお互いのさういふ義理といつたようなものに依存せしめて、國家が何にもやらぬといふことであつてはならぬといふふうに思ひます。

○神原(干)委員 私はただいまの政府委員のお話は諒いたしましたけれども、やはり當事者の間で話し合ひが整わない、それを裁判所である意味では強制することになるのでありますけれども、義務として扶養の制度をおき、そしてそれを家事審判所のようなものの方で強制するといふようなことによつて、かえつて相互間の親族としての美しい意図が抹殺されるのではないかといふようなことが恐れられるのであります。私の考えをいいたしましては、さういふようなものは法律から抹殺したいと思つておりますが、このことは意見になりますから、ただ一こと考えを申し上げまして、私の質問は今日はこれで打ち切ります。

○山中委員 ちよつと関連して質問があるのです。簡單なことですが、改正民法案の七百三十條に「直系血族及び同居の親族は、互に扶け合ふなければならぬ。」といふ規定があるのであります。これは現行民法には全然ない規定でありまして、特にさういふ規定をここに設けたのは、どういふ法律上の關係を規定しておるのか、さういふ質問であります。

○奥野政府委員 この點たび／＼問題になつた點であります。要するに家という制度を法律の上からは制度として認めない、戸主、家族といつたようなものの封建的な法律關係を否定したのであります。それが誤解によつて、これらの今までの實際の共同生活といふものも否定されるのではないかとさういふ疑いをもつ者が非常に多いといふ考慮から、特に法律的な效力はとにかくとして、やはり親族による共同生活といふものが、これはお互ひに助け合つて家庭生活を営むといふことについて否定しないといふ道徳的規範を掲げることが適當ではなからうかといふふうな要望に基きまして、實は法律的にはほとんどいかなる效力があるかといふことについては、先ほど神原委員からもお話があつたように、これも削除してはどうかといふような議論もある點であります。法律的な效力がなくとも、道徳的な一つの規範として掲げること、必ずしも例のないことではない。それが社會風教の上においてさういふ意味で効果があらば、あえてこれを抹消しなくてもいいということ、これがはいつたわけでありま

○山中委員 もう一點であります。協議上の離婚の場合に、夫婦の一方から財産の分與の請求ができる、さうしてそれは家事審判所に對して協議整

ざる場合においては、その審判によつて定めるといふことが規定されておるのであります。そこで裁判上の離婚の場合に、從來でありますと、離婚の請求と同時に、相手方に對して慰養料、すなわち損害賠償の請求が同一の裁判所においてできたのであります。當時は金錢賠償を主としておりました。が、今度は離婚の請求の場合において、財産分與の請求ができる規定されておるのであります。さういふしたますと、離婚の請求だけは地方裁判所の管轄に屬し、財産分與の請求の場合においては、これは家事審判所に屬するといふことになりました。實際訴訟手續の上において非常に煩雜になりはしないか、さういふことが考えられるのですが、この點についてどうお考えになりますか。

○奥野政府委員 實はこの案では、その點はやや明らかではありませんが、民事訴訟法の改正も今考えておりますので、その民事訴訟法において、離婚の請求があつた場合、家事審判所ではなく、普通の裁判所においても財産分與等の判決が併せてできることの規定にいたすつもりであります。しかしながら、大體この離婚の請求といふのは、訴訟の形をとりますから、家事審判所ではなく、普通の裁判所にいく建前に考へております。家事審判法をこらになつて御了解になるだらうと思ひますが、さういふ場合においては、一應必ず調停に付することになつております。調停は家事審判所が行うことになつて、恐らくはすべてのさういふ離婚訴訟も一應家事審判所の調停にかかるといふことと思ひますので、その點は裁判所と家事審判所と二重になると

いろいろなことに留意いたしておるのであります。

○山中委員 調停において大體話がまとまる場合はよろしゅうございますが、それがどうしてもまとまらないで裁判を受けなければならないという場合に、初めは地方裁判所でやる、財産の分與は家事審判所でやる、こういうことでは、實際上不便だと思ふのであります。調停ができない場合のことを考えたときに、どうしてもそういう何か便法を講じないと、非常に不便ではないかと考えるのであります。

○奥野政府委員 その點もつともであります、家事審判所になつておりますが、訴訟のかかつておる地方裁判所においても、財産分與の判決が併せてできる途を考慮しておるわけであります。

○松永委員長 本日はこれにて散會いたします。

午後三時四十四分散會

昭和二十二年九月十四日印刷

昭和二十二年九月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局